

評価書（個票）

事務・事業名	あん摩マツサージ指圧師の養成	担当課 (担当課長)	医政局医事課 (医事課長 渡辺 真俊)	
根拠法令等	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 2 条	類 型	講習研修	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	○事務・事業創設時の趣旨 あん摩マツサージ指圧師の養成は、あん摩マツサージ指圧師として求められる基本的な能力を修得することを目的とし、あん摩マツサージ指圧師の国家試験を受験するための条件として、厚生労働大臣又は文部科学大臣が指定した学校養成所での教育を求めるものである。 あん摩マツサージ指圧師として必要な能力を効果的に身に付けることは、国民が安全・安心して受けることができる医療提供体制の確保の観点からも重要である。養成の確実な実施を確保するには、養成を行うことが可能な施設・設備・体制等を備えた施設で実施される必要があるため、その基準を国が定め、基準を満たす施設のみを指定して養成を実施している。 ○事務・事業の内容 指定された施設（学校養成所）は、法令で定めたカリキュラムに従って、学生・生徒に対して養成を実施する。			
事務・事業の目的	「事務・事業の概要」を参照。			
関連する政策目標	・基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること ・施策大目標Ⅱ 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること ・施策中目標Ⅰ－Ⅱ－Ⅱ 医療従事者の資質の向上を図ること			
関連する業績指標	あん摩マツサージ指圧師における講習会・研修会等の修了者人数（測定指標）			
指標の目標値等	15,613 人以上			
法人の指定等の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根拠	－			
事務・事業の実績	○実績（平成 27 年度） 学校養成所の指定件数 172 施設 ○事業収入（平成 27 年度） 特になし。			

国からの補助金等	○補助金・委託費等（平成２８年度）：なし
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	●指定基準等の見直し ・ 社会情勢や求められる能力の変化等を踏まえて、必要に応じ、教育カリキュラムの内容も含めた指定基準等について見直しを行っている。
事務・事業の必要性等・有効性	●事務・事業の必要性 ・ あん摩マッサージ指圧師として必要な能力を効果的に身に付けることは、国民が安全・安心して受けることができる医療提供体制の確保の観点からも重要である。養成の確実な実施を確保するには、養成を行うことが可能な施設・設備・体制等を備えた学校養成所で実施される必要がある。 ●事務・事業の妥当性 ・ あん摩マッサージ指圧師として必要とされる能力を身につけるため、修業年限、カリキュラム等の基準を定めて指定を行っており、妥当である。 ●事務・事業の有効性 ・ 指定基準（カリキュラム）の中に、実習や実地での研修を含めており、知識のみならず、技術面での教育を受けることができるようになっており、看護師等として必要な能力を効果的に身に付けるために有効なものである。
事務・事業の執行体制の妥当性	○指定等を行う妥当性 「事務・事業の必要性」を参照。 ○事務・事業実施主体の適格性 ●指定等の基準の妥当性 ・ あん摩マッサージ指圧師の養成の確実な実施を確保する観点から、養成を行うことが可能な施設・設備・体制等を備えた施設の指定基準を法令等で明確にしており、必要に応じて審議会等において専門家、関係者等の意見を踏まえながら見直しを行っている。また、施設から申請があった場合には、指定基準を満たしていれば指定を行っており、指定を満たさない場合等には指定を取り消すこととしており、本指定基準は妥当なものである。 ●実施主体としての指定等法人の適格性 ・ 国で策定した指定基準を満たす施設のみを指定しているため、指定を受けた養成所は、実施主体として適格である。
評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）	● 本制度は、養成を実施するに当たって最低限必要な施設・設備・体制等を備えた施設のみを指定して養成の実施を認めるものであり、養成の確実な実施を確保する観点から必要なものである。 ● 今後は、社会情勢や求められる能力の変化等を踏まえて、必要に応じ、指定基準や指定の類型について見直しを行っていきたい。
備考	